

(別紙例)

## 1. 本基盤関連

### (1) 本基盤の名称 (第2条)

「地下埋設物情報・データ連携基盤 (仮)」

### (2) 運営事業者 (第2条)

〇〇協定書に基づく●●コンソーシアム

## 2. 本基盤機能関連

### (1) 本基盤機能 (第2条・第7条・第19条)

以下のとおりとし、詳細は、別途運営事業者が作成するシステム仕様書において定める。

| 大分類           | 機能名             | 概要  |
|---------------|-----------------|---|
| 地下埋設データ管理システム | データへのアクセス制御     | 地下埋設物データ管理システムを経由してデータ利用者に共有されるデータについて、データ利用者のアクセス権 (開示範囲等) を設定し、データ利用者からのアクセスを制御する機能 |
|               | インフラ情報管理        | 空間IDを計算するためにインフラ事業者から取得した情報を管理する機能  |
|               | 3Dモデルデータ        | インフラ情報に基づいて、地下埋設物の所在及び形状を3Dモデルとして描画するために生成するデータ。空間IDを生成するのに用いる。                       |
|               | 空間ID計算          | インフラ事業者が提供した埋設物所在情報、携帯情報から、関連する空間IDを計算する機能。   |
|               | 空間ID関連通知        | 空間IDに関連するデータの更新、その他通知事項を通知する機能  |
|               | 空間ID関連ステータス管理   | 空間IDに関連する依頼やその回答に関する状況を確認する機能   |
| データ流通システム     | データ送受信          | データ流通システムの利用者間でデータを送受信する機能  |
|               | 他層のシステム・アプリとの接続 | アプリや連携サービス層のシステムとデータ流通システムとの間を、認証した上で接続する機能   |
| ユーザ認証システム     | ユーザ認証           | アプリケーション、ユーザシステムその他システムの利用ユーザについて、あらかじめ登録されているユーザ本人であることを確認する機能                       |

| 大分類 | 機能名     | 概要   |
|-----|---------|--|
|     | システム認証  | アプリケーション、ユーザシステムその他システムについて、あらかじめ登録されているシステムであることを確認する機能 |
|     | ユーザ情報管理 | 利用者に紐づく事業者・事業所の情報を管理する機能                                 |

(2) 本基盤機能に関する保証（第7条第3項）

| 大分類               | 保証内容 |
|-------------------|------|
| 地下埋設物情報・データ管理システム | ●●   |
| データ流通システム         | ●●   |
| ユーザ認証システム         | ●●   |

(3) 本基盤機能に関するデータ保証（第7条第3項・第32条第2項）

特になし

3. 本データ関連

(1) 本データ（第2条）

「本データ」とは、本基盤に提供された以下のデータを指すものとし、その細目は別途運営事業者が作成するシステム仕様書において定める。

- ① 事業者情報
- ② 事業所情報
- ③ 埋設物所在情報
- ④ 埋設物携帯情報
- ⑤ 埋設物に関する空間 ID 及びこれに関連する情報
- ⑥ 通知情報
- ⑦ ステータス情報

(2) データ提供条件（第17条）

設定可能な提供条件は、本基盤のシステム上別途定められた範囲とするが、基盤運営者は、データ提供者が承諾したデータ受領者に対してのみ本データを提供することを基本原則とする。

### **(3) データ利用条件 (第 17 条)**

設定可能な利用条件は、本基盤のシステム上別途定められた範囲とするが、データ利用者は、本基盤機能の使用に必要な範囲を超えて、本データを利用してはならないことを基本原則とする（ただし、必要な範囲ではシステム外の利用も可能とする。）。

## **4. 基盤使用料関連**

### **(1) 基盤使用料 (第 9 条)**

本基盤の使用料は、本事業の実施期間においては、無償とする。

### **(2) 支払条件 (第 9 条)**

基盤運営者は、本基盤契約が成立した日が属する月の翌月末日で請求書を発行し、参加者は請求書記載の支払期日までに、請求書で別途指定する銀行口座に振込入金することにより本基盤の使用料を支払う。振込手数料は参加者の負担とする。

## **5. 基盤終了時の処理 (第 25 条・第 34 条)**

特になし

## **6. 秘密情報の範囲 (第 16 条)**

特になし

## **7. その他特記事項 (第 3 条)**

特になし